

現職参加促進費のご案内

2020年2月

独立行政法人国際協力機構

1. 現職参加促進費とは

現職参加促進費とは、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の実施する国民参加協力事業¹（以下「本事業」という。）に参加する JICA 海外協力隊の方々（以下「協力隊員」という。）が、事業に参加する前から常勤の従業員として勤務する所属先（本邦において協力隊員が在籍する法人その他の団体）に対し、事業参加期間中及び帰国後において継続雇用されることを促進することなどを目的として支給されるものです。

現職参加促進費は、事業参加期間中の協力隊員に係る社会保険の事業主負担分及び同保険の本人負担分、その他管理的経費等の見合いとして定額支給されるもので、事業参加期間中の当該協力隊員の所属先における給与/手当が有給か無給かは問いませんが、所定の手続きを取っていただく必要があります。

JICA は、所属先からの申請内容を審査のうえで支給要件を満たすと認定した場合に、所属先との間で覚書を締結し、現職参加促進費を所属先にお支払いします。支給に係る手続き等詳細については、2. 以降の記載を参照してください。

2. 現職参加促進費の支給要件等

（1）現職参加促進費の支給対象となる方

JICA と所属先との「現職参加促進費に関する覚書（様式 1）」（以下「覚書」という。）締結時から事業参加期間の終了まで、常勤の従業員として所属先に雇用されたまま事業に現職参加する協力隊員の方が対象になります（以下現職参加促進費の支給対象となる方を「支給対象者」という。）。

ただし、以下の方は対象になりません。

- 1) 国家公務員の方
- 2) 事業に係る派遣期間が 30 日未満の方
- 3) 自営業の方（独立して自ら事業を営む者。）
- 4) JICA 海外協力隊（民間連携）又は民間連携ボランティア（旧称）の各制度の適用を受ける大企業の社員
- 5) 2019 年度第 1 次隊以前の長期派遣の協力隊員
- 6) 2018 年度第 4 回以前の短期派遣の協力隊員

（2）現職参加促進費の支給要件

- 1) 支給対象者に本邦の所属先があり、当該所属先が以下①から⑥までのすべての要件を満たす場合に支給対象となります。
 - ① 所属先は、支給対象者が応募した募集期間の初日の 1 年前に相当する日（以下「基準日」という。）以前から、本邦にその事業の実態があると認められること（休眠法人等でないこと。）。
 - ② 所属先は、基準日以前から、当該支給対象者を常勤の従業員として雇用し、且つ、その雇用を継続していること。
 - ③ 所属先は、本事業参加終了後も、当該支給対象者の雇用を継続する意思があること。

¹ 国際協力機構国民参加協力事業実施要綱（平成 16 年規程（企）第 9 号）第 1 条で規定。

- ④ 所属先は、基準日以前から、当該支給対象者を本邦の社会保険に加入させ、且つ、社会保険のうち、派遣中も健康保険への加入を継続していること。
- ⑤ 所属先が、現職参加促進費の支給相当額を、当該支給対象者に係る社会保険料等の事業主負担分及び本人負担分等、その雇用の継続に必要な経費に充てること。
- ⑥ 所属先が「現職参加促進費に関する覚書（様式1）」の内容の覚書を JICA と締結すること（既に締結済みの所属先も、派遣される協力隊員ごとに締結する必要があります。）。

2) 協力隊員に所属先が複数ある場合には、JICA が指定する所属先を現職参加促進費支給の対象とします²。

(3) 現職参加促進費の支給対象となる期間

現職参加促進費の支給対象となる期間は、以下のとおりです。

- 1) 長期派遣（派遣期間が1年以上）の場合
 - ・ 協力隊員が派遣前訓練を受ける期間及び派遣準備期間³
 - ・ 協力隊員としての派遣期間
 - ・ JICA が指定した事前事後学習期間（現職教員特別参加制度適用者のみ）
- 2) 短期派遣（派遣期間が30日以上1年未満）の場合
 - ・ 協力隊員としての派遣期間

(4) 現職参加促進費の支給金額とその振込先

現職参加促進費の支給月額額は 102,600 円です。派遣当初や派遣終了時など支給対象期間に 1 か月未満の月が生じた場合には、月額に対象日数を乗じた額を当該月の総日数で除した額（日割計算による金額）が当該月の支給額となります。

現職参加促進費は、以下 3. (6) 記載の通り支給され、所属先の指定口座に振り込まれます。派遣される協力隊員本人に直接支給することはできません。

3. 現職参加促進費にかかる手続き（申請、承認、覚書締結、支給等）

(1) 協力隊員からの「参加形態申告書」の提出

JICA 海外協力隊に合格し、現職参加を希望する協力隊員は、「参加形態申告書」を JICA 海外協力隊ウェブサイトからダウンロードのうえ、必要事項を記入し、「現職参加促進費の支給を希望」の欄にチェックを入れ、指定された日までに提出してください。JICA は、当該協力隊員が支給対象者であることを確認し、派遣前訓練開始前に「現職参加促進費支給申請書（様式 2）」（以下「申請書」という。）1 部及び覚書の様式 2 部を所属先に送付します。

² なお、協力隊員が応募時に所属していた所属先（以下「旧所属先」）から転籍等により本邦所在の他の所属先（以下「新所属先」）に所属する場合で、以下のいずれかに該当し、応募時の雇用関係との間に実質的な継続性を JICA が認めた場合には、新所属先を現職参加促進費の支給対象とします。

- ① 旧所属先である法人その他の団体が、その名称又は組織形態を新所属先のそれに変更した場合
- ② 合併等、新所属先が旧所属先の権利義務を法令上包括継承する場合
- ③ 新旧両所属先の資本、資金、人事、事業の内容等に密接な関係があり、新旧両所属先に実質的な同一性が認められる場合
- ④ 新旧両所属先の合意により旧所属先から新所属先へ移籍したと認められる場合

³ 訓練終了後、JICA が指定した派遣期間開始の前日まで。

(2) 申請書 (1 部) 及び覚書 (2 部) の返送

現職参加促進費を申請する所属先は、派遣される協力隊員ごとに、JICA との間で覚書を締結する必要があります。そのため、既に他の協力隊員に係る覚書を締結済みの所属先であっても、協力隊員ごとに申請書を提出し、覚書を締結する必要があることにご留意ください。所属先は、申請書 1 部及びその覚書 2 部ともに、必要事項を記入し、公印・代表印を押捺し、当該協力隊員に係る、以下(3)記載の添付書類を含む JICA が要請した必要書類 (証憑書類) とともに、下記(8)記載の送付先に返送してください。

(3) その他の必要書類

所属先は、上記(2)の申請書提出時に、基準日以前から申請書提出日までの間、当該協力隊員を常勤の従業員として継続して雇用していることを証明するために、支給対象者に係る以下の書類 (所属先が地方公共団体の場合は①のみ) を必ず添付して提出してください。

- ① 健康保険の支払いを証する次のいずれかの書類の写し：被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書等／被保険者標準報酬決定通知書／被保険者標準報酬改定通知書
- ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は雇用保険被保険者証の写し (確認 (受理) 通知年月日の入ったもの)

上記の書類が提出されない場合は、覚書は締結されず現職参加促進費の支給対象となりません。また、当該協力隊員の派遣期間中の健康保険への継続加入は、現職参加促進費を支給するうえでの必須条件となります。上記の書類に加え、JICA から、必要に応じ、追加書類の提出をお願いする場合があります。

(4) 必要書類の提出締切

所定の必要書類については、当方より指定した覚書の受付締切日までに必ず必着としてください。なお、受付締切日までに提出がない場合には、現職参加促進費の一部が支給できない場合があります⁴のでご注意願います。

(5) 現職参加促進費の支給に係る認定

提出頂いた書類を JICA にて審査し、現職参加促進費の支給可否を決定します。支給を決定した場合には、JICA から押印済みの覚書 1 部を所属先に返送し、残りの 1 部を JICA にて保管します。

(6) 支給時期及び支給方法

原則として四半期ごとにまとめて、ご指定の金融機関口座に現職参加促進費を振り込みます。なお、支給開始当初又は支給終了時等に 1 か月未満の期間がある場合には、当該期間に相応する現職参加促進費については、次の四半期又は直前の四半期と一括してお支払いすることがあります。上記(2)申請書及び覚書並びに上記(3)必要書類の提出をもって現職参加促進費の

⁴ 現職参加促進費の支給対象期間の初日から 3 カ月を超えての提出となった場合には、その間の現職参加促進費は支給されません。

申請とみなし、初回支給以降は、何らかの変更等が生じない限り、自動的に支給いたします。

支給対象期間と支給予定日（振込実行の予定日）は以下のとおりです。ただし、以下の振込実行の予定日が銀行休業日の場合は、前営業日を振込実行の予定日とします。なお、振込通知書の発出は行いません。

	支給対象期間	振込実行の予定日
第1四半期	4月～6月	7月25日
第2四半期	7月～9月	10月25日
第3四半期	10月～12月	1月25日
第4四半期	1月～3月	4月25日

（7）雇用継続等の報告義務と実態の確認への協力義務

所属先は、その支給対象者に係る雇用形態や社会保険の加入状況等の支給要件に変更があった場合には、速やかに JICA まで報告願います。覚書の締結後は、当該覚書の変更手続きが必要となります。

また、現職参加促進費の支給期間中における当該支給対象者の雇用実態を確認するため、JICA が、必要書類（被保険者標準報酬決定通知書等）を提出するよう要請した場合、速やかに対応・ご協力ください。

（8）覚書等の送付先等

〒111-0053

東京都台東区浅草橋 5-25-10 浅草橋 1st ビル 4 階

（公社）青年海外協力協会 JOCA 東京 JICA 海外協力隊合格者窓口

電話：03-5835-3385 メール：v-guide@joca.or.jp

4. 現職参加促進費の返還

現職参加促進費の支給を受ける所属先が、覚書に違反した場合又は虚偽の方法その他不正な手段により現職参加促進費の支給を受けたことが明らかになった場合には、JICA は現職参加促進費の支給決定を取り消し、既に支給した現職参加促進費の一部又は全部の返還を求めることが出来ます。その場合、当該所属先は、返還請求された金額につき、JICA に対して速やかに返還すべき義務を負います。

以上

様式 1 現職参加促進費の支給に関する覚書

様式 2 現職参加促進費支給申請書